

報道資料

平成29年9月21日
総務部総務課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
府内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第196号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第231号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申: 平成29年9月20日
- ◎ 実施機関: 県土マネジメント部まちづくり推進局 建築課
- ◎ 対象行政文書: 奈良県高田土木事務所へ提出の特定の建築確認申請書のうち、建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第2号の適用にあたって特定地番全部の地上げ盛り土に伴い設置された擁壁に対する建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による適合する旨の検査済証
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定: 不開示(不存在)決定
 - 不開示理由: 当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論: 実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由:

1 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名 地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 工事施行者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの1. 建築基準法第19条の奈良県施行条例第3条第2項第2号の適用にあたって平成〇〇年夏頃の元番地 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇、地目 田、面積〇〇〇〇m²(平成〇〇年〇〇月〇〇日付 分筆地 〇〇番〇〇、地目 田、分筆面積〇〇〇m²を含む) 全部の地上げ盛り土に伴い設置された擁壁に対する建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による適合する旨の検査済証」の開示を求めており、実施機関は、当該文書を取得していないため存在であると主張しているので、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、建築基準法施行条例第3条に係るものであり、同条は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、同条に適合している必要がある。

同条第1項は、高さが2メートルを超えるがけに近接する建築物は、そのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない旨規定している。ただし、同条第2項各号に該当する建築物については、同条第1項の規定は適用しないとされている。

異議申立人が開示を求める行政文書は、同条第2項第1号又は第3号に該当する旨を証する図書であるため、当該文書が、建築確認申請の添付図書として実施機関に提出されるためには、本件建築物が、がけに近接する建築物に該当することが前提となる。

これについて実施機関は、本件建築確認申請書に添付されている敷地断面図に、がけ、擁壁及びその他の段差が記載されていないことから、本件建築物は、がけに近接する建築物に該当しないと説明している。

異議申立人は、敷地断面図のみにより判断すべきではないと主張しているが、実施機関の説明によると、建築確認申請においては、提出する図書が建築基準法施行規則で定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことである。

したがって、異議申立人の主張は採用できない。

ところで、実施機関においては、建築行為が完了した旨の届出が建築主から提出された後に実施する完了検査において行い、建築物が建築基準関係法令に違反している場合には、是正指導等を行うとのことである。

そうすると、建築確認申請の審査の段階では、本件建築物ががけに近接する建築物に該当しないと判断されたとしても、現地確認により本件建築物ががけに近接することが確認されれば、事後的に、異議申立人が開示を求める文書が実施機関に提出されることになり得ることになる。

この点について実施機関に説明を求めたところ、本件建築物については、建築行為が完了した旨の届出が提出されていないものの、近隣住民からの申出を受け、現地を確認した結果、本件建築物は、がけに近

接する建築物に該当しないと判断したことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

また、異議申立人は、本件建築物の敷地となる土地が本件建築確認申請の前に分筆されていることを踏まえ、開発許可申請の要否に係る実施機関の考え方が妥当でない旨主張しているが、当審査会は、本件決定の妥当性を判断するものであり、実施機関の事務処理の妥当性を判断するものではない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める行政文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事業の経緯

① 開示請求	平成27年10月 8日	
② 決定	平成27年10月22日付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成27年11月10日	
④ 詮問	平成27年11月19日	
⑤ 経過	平成29年 3月17日 第205回審査会 審議 平成29年 4月21日 第206回審査会 審議 平成29年 7月20日 第209回審査会 審議 平成29年 8月24日 第210回審査会 審議	